

本邦と外国との間を往来する航空機（船舶）内において販売する物品の取扱いについて

蔵関第 237 号
平成 12 年 3 月 31 日

標記のことについては、下記のとおり定めたので、平成 12 年 4 月 1 日から、これにより実施されたい。

記

本邦において搭載する本邦と外国との間を往来する航空機（船舶）内販売用物品については、当該航空機（船舶）内において、通常、旅客が使用することが見込まれる物品のうち、法令上の制限・規制がなく、税関の取締上、特段の支障がないと認められる物品に限り、機（船）用品として積込みを認めて差し支えないこととする。

積込みを認める品目の具体例は、次のとおりである。

- 1．酒類、たばこ
- 2．香水、オーデコロン等の化粧品及び整髪料その他これらの化粧セット
- 3．指輪、ネックレス等の身辺用細貨類、真珠及び真珠製品等の装飾品
- 4．時計、ライター類
- 5．サングラス、カメラ等の光学機器
- 6．万年筆、ボールペン、シャープペン、色鉛筆等の筆記用具
- 7．バック及び財布類
- 8．Tシャツ、スカーフ等の衣類及び衣類付属品
- 9．電気髭剃り器、音楽機器及び映像機器及びこれらのソフト等の携帯用電気製品
- 10．タオル、歯磨き等の洗面用具その他の日用雑貨品
- 11．飛行機模型等の玩具類
- 12．胃腸薬等の家庭用医薬品及び包帯等の付属品
- 13．搭乗及び乗船記念品
- 14．クッキー、キャンディー等の食料品
- 15．その他これらに類する物品

なお、各税関において、機（船）用品として積込むことについて、適当であるかどうか疑義が生じた場合には、その都度、本省と協議することとする。